平成２１年（フ）第４２６号
埼玉県日高市大字高萩817番地４
債務者　河野惠美子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４８８号
神奈川県小田原市荻窪306番地　レジデンス宮102号室、前住所神奈川県足柄下郡箱根町湯本77番地の１
債務者　小野　國知
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４８９号
神奈川県小田原市荻窪306番地　レジデンス宮102号室、前住所神奈川県足柄下郡箱根町湯本77番地の１
債務者　小野　富子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５４７号
神奈川県南足柄市和田河原300番地　若宮ハイツＦ―105
債務者　岩本　光晴
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５５１号
神奈川県小田原市板橋301番地の10　スカイハイツ101号
債務者　妻島二三雄
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第３１号
京都府舞鶴市字行永2884番地―18号
債務者　谷田　昭子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２０年（フ）第６２０号
香川県高松市高松町2196番地104
債務者　石川　修二
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第６０号
香川県観音寺市木之郷町1113番地２
債務者　船場　陸博
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２１年（フ）第６２号
香川県観音寺市粟井町450番地２
債務者　森　トミ子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２１年（フ）第３６５号
岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第８地割479番地　プリントス南矢幅106号
債務者　藤原　直幸
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４４６号
盛岡市鉈屋町８番19号
債務者　吉田　　孝
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５０４号
岩手県岩手郡雫石町千刈田７番地３　坂井アパート202号
債務者　齊藤　真希
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１４２号
福島県会津若松市北青木３番22号、前住所福島県会津若松市南千石町４番39号　メゾンルミネＡ棟101号
債務者　山口　勝弘
1　決定年月日時　平成21年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第１４３号
福島県会津若松市北青木３番22号
債務者　山口　郁子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第１６６６号
名古屋市東区東桜２丁目18番３号　コープ野村東桜801号
債務者　郷　　真美
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７８号
京都府京丹後市久美浜町神崎713番地の１
債務者　岡本　琴美
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２１年（フ）第４０８４号
大阪市浪速区幸町２丁目５番10―305号、住民票上の住所神戸市東灘区深江本町１丁目３番24―305号
債務者　伊藤　雅之
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部